

第三者貯玉保証管理制度契約法人・ホールが貯玉/メダル・再プレーシステムを終了する場合

第三者貯玉保証管理制度契約法人・ホールが経営方針の変更等で貯玉/メダル・再プレーシステムを終了する場合は「貯玉会員の財産保護」を最優先に考え、貯玉会員が困惑しないように迅速で明確な対応が求められます。

今回は第三者貯玉保証管理制度契約法人・ホールが貯玉/メダル・再プレーシステムを終了する場合の措置について説明いたします。

貯玉会員への事前周知

貯玉会員は貯玉/メダル・再プレーシステムが常時適切に運用される事を前提に遊技を安心して楽しんでいました。したがって、第三者貯玉保証管理制度契約法人・ホールが経営方針変更等の諸事情により貯玉/メダル・再プレーシステムを終了する場合は、貯玉会員に不安を招かせない迅速で明確な対応が必須です。

J-NET では、第三者貯玉保証管理制度契約法人・ホールが貯玉/メダル・再プレーシステムを終了する場合は、概ね3ヵ月前には貯玉会員への周知とともに J-NET へ連絡をいただくように依頼しており、終了手続きのサポートをしています。

貯玉会員への対応

貯玉/メダル・再プレーシステムを終了する場合には、以下のような処理を行います。

●貯玉会員への周知

貯玉会員へ貯玉/メダル・再プレーシステムの終了日、貯玉/メダルの清算期間等を「ポスター」「ハガキ」等で周知します。

●清算期間は1ヵ月以上

貯玉/メダルの清算対応期間は1ヵ月以上とします。また、この期間中は新たな貯玉/メ

ダルの預入れを受け付けません。

●貯玉会員特典への対応

貯玉会員の特典（ダイレクトメール、ポイントシステム等）等は、会員が不利益にならない対応をします。

●未清算リストの保管

未清算の貯玉会員の問い合わせに随時、迅速に対応するため、未清算のリスト等はホール以外（法人本社、本部等）でも保管します。

●清算終了後の対応は概ね3年間の猶予

貯玉会員保護の観点から清算期間が過ぎても概ね3年間はリスト等を保管して清算対応を行います。

●個人情報の取扱いにも十分な注意が必要

リスト等の個人情報の取扱いや保管に関しては、十分に注意をします。

貯玉/メダル・再プレーシステムを終了する場合には、まず貯玉会員の財産保護を最優先し迅速で明確な周知・清算対応を行い清算終了後も対応できる体制を整えておくことが必要です。裏面で終了手続きの概要をフローチャートで詳しくご紹介しております。

第三者貯玉保証管理制度契約法人・ホールの貯玉/メダル・再プレーシステム終了手続き概要図

